

○国立大学法人筑波大学における個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する規則

〔平成27年10月27日〕
〔法人規則第42号〕

改正 平成29年法人規則第29号

平成31年法人規則第13号

国立大学法人筑波大学における個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第89条の2第2項の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における個人番号及び特定個人情報の取扱いが安全かつ適切に行われるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

2 法人の保有する個人番号及び特定個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）その他の法令に別段の定めがあるもののほか、この法人規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この法人規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 法人の役員及び職員をいう。
- (2) 個人情報 法第2条第2項に規定する個人情報をいう。
- (3) 保有個人情報 職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、法人が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第2項に規定する法人文書に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 法第2条第4項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (5) 本人 法第2条第5項に規定する本人をいう。
- (6) 個人番号 番号法第2条第5号にいう個人番号をいう。
- (7) 個人番号カード 番号法第2条第7号にいう個人番号カードをいう。
- (8) 特定個人情報 番号法第2条第8号にいう特定個人情報をいう。
- (9) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9号にいう特定個人情報ファイルをいう。
- (10) 個人番号関係事務 番号法第2条第11号にいう個人番号関係事務をいう。
- (11) 個人番号関係事務実施者 番号法第2条第13号にいう個人番号関係事務実施者をいう。

(個人番号を取扱う事務の範囲)

第3条 法人が、個人番号を取扱う事務の範囲は、次の表のとおりとする。

対象事務	事務の範囲
職員（扶養家族を含む）に係る個人番号関係事務（右記に関連する事務を含む。）	源泉徴収関連事務
	扶養控除等（異動）申告書、保険料控除申

	告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書作成関連事務
	給与支払報告書作成関連事務
	給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書作成関連事務
	特別徴収への切替申請書作成関連事務
	退職手当金等受給者別支払調書作成関連事務
	退職所得に関する申告書作成関連事務
	財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申込書作成関連事務
	健康保険、厚生年金、企業年金届出関連事務
	国民年金第三号届出関連事務
	共済関連事務
	健康保険、厚生年金、企業年金申請・請求関連事務
	雇用保険、労災保険届出関連事務
	雇用保険、労災保険申請・請求関連事務
	雇用保険、労災保険証明書作成関連事務
職員以外の個人（以下「学外者」という。）に係る個人番号関係事務（右記に関連する事務を含む。）	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成関連事務
	配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成関連事務
	不動産の使用料等の支払調書作成関連事務
	不動産等の譲受けの対価の支払調書作成関連事務
	不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書作成関連事務
	共済関連事務
	高等学校等就学支援金関連事務

（特定個人情報の範囲）

第4条 法人が、取扱う特定個人情報の範囲は、前条に規定する法人が個人番号を取り扱う事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス等とする。

（組織体制）

第5条 法人に、特定個人情報の適切な取扱いのため、次の者を置く。

(1) 総括責任者 法人における特定個人情報の管理に関する業務を総括するものとし、国立大

学法人筑波大学個人情報保護管理規則（平成17年法人規則第6号。以下「管理規則」という。）第4条に規定する個人情報総括保護管理者をもって充てる。

- (2) システム責任者 法人における特定個人情報に係る情報システムを適切に管理するものとし、管理規則第5条に規定する個人情報システム管理者をもって充てる。
- (3) 保護責任者 法人における特定個人情報を適切に管理するものとし、管理規則第6条に規定する個人情報保護管理者（事務職員に限る。）をもって充てる。
- (4) 監査責任者 管理規則第7条に規定する監査責任者をもって充てる。
- (5) 事務取扱担当者 特定個人情報を直接的に取扱う事務を行う者として、管理規則第6条に規定する個人情報保護担当者のうちから、保護責任者が指名する。

（総括責任者及び保護責任者の責務）

第6条 総括責任者及び保護責任者は、特定個人情報が本規則及び関連法令に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（事務取扱担当者の責務）

第7条 事務取扱担当者は、特定個人情報の「取得」、「利用」、「保管」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「廃棄」又は委託処理等、特定個人情報を取扱う業務に従事する際、番号法及び法並びにその他の関連法令、特定個人情報ガイドライン、本規則及びその他の法人規則等並びに保護責任者の指示した事項に従い、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい等、番号法若しくは法又はその他の関連法令、本規則又はその他の法人規則等に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに保護責任者に報告するものとする。
- 3 個人番号が記載された書類等の受領をする事務取扱担当者は、できるだけ速やかにその書類等を受け渡すこととし、短期間の保管であっても鍵がかかる保管庫に保管するものとする。

（教育研修）

第8条 総括責任者は、保護責任者に、特定個人情報の適切な管理のために教育研修への参加の機会を付与するとともに、研修未受講者に対して再受講の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行わなければならない。
- 3 システム責任者は、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行わなければならない。

（規則に基づく運用）

第9条 法人は、本規則に基づく運用状況を確認するため、特定個人情報の利用状況等を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期に及び必要に応じ随時に分析等するための体制を整備する。

- 2 法人は、前項に規定する記録について、改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずるとともに、分析等を行う。

(取扱状況を確認する手段の整備)

第10条 法人は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するために、次に掲げる項目を含めた台帳を整備するものとする。

- (1) 特定個人情報ファイルの名称
- (2) 行政機関等の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 特定個人情報ファイルの利用目的
- (4) 特定個人情報ファイルに記録される項目及び本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- (5) 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報の収集方法
- (6) 特定個人情報ファイルの削除又は廃棄の記録

2 前項に規定する台帳には、特定個人情報は記載しないものとする。

(安全管理措置)

第11条 法人は、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。以下同じ。）及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人番号及び特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(電子媒体の取扱い)

第12条 特定個人情報を取り扱う情報システム又は特定個人情報が記録された電子媒体の使用は、総務部人事課、財務部財務管理課及び東京キャンパス事務部企画推進課の職員に限るものとする。

(取扱区域の管理)

第13条 法人は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域について、事務取扱担当者以外の者が特定個人情報を容易に閲覧等できないよう、留意しなければならない。

- 2 法人は、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。
- 3 前項の管理区域において、入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限等の措置を講ずる。

(アクセス制御)

第14条 法人は、情報システムを使用して個人番号関係事務を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行うものとする。

(取得)

第15条 法人は、特定個人情報の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(利用目的の範囲)

第16条 法人が、職員又は学外者から取得する特定個人情報の利用目的は、第3条に規定する個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

(利用目的の通知)

第17条 法人は、特定個人情報を取得する場合は、利用目的を通知する。

2 法人は、利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。

(提供の要求)

第18条 法人は、第3条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

2 職員は、前項に規定する個人番号の提供の求め及び第22条に規定する本人確認に協力しなければならない。

(提供を求める時期)

第19条 法人は、第3条に規定する事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めることとする。

2 前項にかかわらず、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることができる。

(提供の要求の制限)

第20条 法人は、番号法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

(収集の制限)

第21条 法人は、第3条に規定する事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものとする。

(本人確認)

第22条 法人は、個人番号を取得する際には、番号法第16条の規定に基づき、職員又は学外者の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。

(利用)

第23条 法人は、第17条に掲げる利用目的の範囲内でのみ、特定個人情報を利用するものとする。

2 法人は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第24条 法人が特定個人情報ファイルを作成するのは、第3条に規定する事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

(保管)

第25条 事務取扱担当者は、特定個人情報を、第17条に掲げる利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

(保管の制限)

第26条 法人は、第3条に規定する事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。

- 2 法人は、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、当該書類等だけでなく、特定個人情報を取り扱う情報システム内においても保管することができる。
- 3 法人は、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写し、法人が行政機関等に提出する法定調書の控え及び当該法定調書を作成するうえで法人が受領する個人番号が記載された申告書等を特定個人情報として保管するものとする。
- 4 前項の書類等については、関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保管することができる。
- 5 個人番号が記載された書類等を保管（受領した書類等を提出先に提出するまでの短期間の保管を除く。）できる組織は、総務部人事課、財務部財務管理課及び東京キャンパス事務部企画推進課に限るものとする。

(提供)

第27条 法人は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しないものとする。

(削除又は廃棄)

第28条 法人は、第3条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報を収集又は保管し続けるものとする。

- 2 保存期間を経過した個人番号を記載する書類等は、できるだけ速やかに削除又は廃棄しなければならない。
- 3 前項の場合において、個人番号を記載する書類等を削除又は廃棄したときは、その記録を保存するものとする。

(雑則)

第29条 この法人規則に定めるもののほか、個人番号及び特定個人情報の取扱いについては、管理規則を準用する。

附 則

この法人規則は、平成27年10月27日から施行し、同年10月5日から適用する。

附 則（平29.8.31法人規則29号）

この法人規則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平31.3.28法人規則13号）

この法人規則は、平成31年3月28日から施行する。ただし、この法人規則による改正後の

国立大学法人筑波大学における個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する規則第3条、第12条及び第26条第5項の規定は、平成31年4月1日から施行する。